

○浜田市地産地消推進条例

平成21年3月13日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 地産地消の推進(第8条―第10条)

第3章 地域農林水産業の振興(第11条―第13条)

第4章 食育及び木育の推進(第14条・第15条)

第5章 推進体制(第16条・第17条)

第6章 雑則(第18条)

附則

浜田市は、海と山などの豊かな自然に囲まれた地域で、古くからその恩恵を受けて産業を興し、栄えてきました。

しかし、急速な少子高齢化の進展や社会構造の変化に伴い、農林漁業従事者の減少、担い手不足等地域産業を取り巻く環境は、極めて深刻な状況にあります。こうした中、農山漁村地域の活力や食料自給率の低下、地域木材の利活用の低迷による荒廃森林の発生などが危惧されており、地域産業全体に活力を取り戻すための全市的な取組が求められています。

さらに、全国的に「食」の安全性や信頼性を揺るがす事件が多発していることから、安全な「食」に対する関心が高まるとともに、健康な身体で豊かな生活を送るための「食」の力が見直されてきています。

また、水源かん養機能を有する水源地域の森林は、安全で良質な水の安定的な供給に重要な役割を果たすとともに、農業用水の確保や豊かな漁場の維持に大きく寄与していることから、その役割が評価されてきています。

このように社会環境が大きく変化する中、私たち一人ひとりが「食」の大切さや食生活の重要性を認識するとともに、これらの根幹となる森林の持つ役割の重要性を認識し、地産地消を推進していくことが重要です。

ここに、安全安心で健康的な暮らしを確立するとともに、農山漁村の多面的機能や自然環境の保全に配慮した持続的に発展する地域社会の実現を目指すことを決意し、生産者、事業者、消費者及び市が一体となって地産地消を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地産地消の推進に当たって、その基本理念を定めるとともに、市、生産者、事業者及び消費者がそれぞれ担うべき役割を明らかにすることにより、地産地消に関する施策を総合的に推進し、もって市と市民との協働による健康的で豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 地域で生産又は水揚げされた食材、食料及びその素材を利用して調理された食品、料理、飲食等広範な食をいう。
- (2) 地域木材 地域で生産された木材を加工処理したものをいう。
- (3) 事業者 食若しくは地域木材の製造、加工、流通、販売又は提供を行う者及びその事業を行う組織又はその団体をいう。
- (4) 地産地消 地域で生産又は水揚げされた農林水産物を市内で消費することをいう。
- (5) 食育 食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育て、生きる力を育むことをいう。
- (6) 木育 木材の良さ及びその利用の意義を学び、木材に対する親しみ及び木の文化への理解を深めることにより、豊かな心を育むことをいう。

(基本理念)

第3条 地産地消の推進は、市、生産者、事業者及び消費者が連携して、本市の農林漁業及び農林水産物に関する情報を共有化することにより、それぞれの立場を理解し、相互に協力しながら行うものとする。

2 地産地消の推進は、農林水産物が消費者に届けられる過程において、安全で安心できる仕組みを構築することにより、地域の農林水産業の振興が図られるよう行うものとする。

3 地産地消の推進は、生産者及びその後継者が地域資源を活用して、生きがいや喜びを持って農林水産業に取り組むことにより、地域の活性化が図られるよう行うものとする。

4 地産地消の推進は、市民一人ひとりが食と地域木材の重要性を理解するとともに、家庭における食生活や木にふれることの大切さを認識することにより、地域の食文化や木の文化が継承され、発展していくよう行うものとする。

とする。

- 5 地産地消の推進は、多様化する市民の意見等を積極的に取り入れながら市が施策として取り組むとともに、市民の自発的な取組を促進しながら行うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、生産者、事業者及び消費者と情報の共有化を図り、地産地消の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、基本理念に基づき、消費者の求める安全で安心な農林水産物を生産し、及び供給するとともに、その情報発信及び消費者との交流を促進し、自然環境との調和に配慮した生産基盤の維持保全に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、生産者及び消費者と連携して地産地消の推進に取り組み、安全で安心な食及び地域木材を供給するとともに、その情報発信に努めるものとする。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、基本理念に基づき、地産地消の推進に理解を深めるとともに、家庭及び地域において食育及び木育を推進することにより、食及び地域木材の重要性を理解し、健康的で豊かな食生活及び木のぬくもりのある生活空間の維持増進に努めるものとする。

第2章 地産地消の推進

(推進に関する啓発活動等)

第8条 市長は、地産地消の推進に関する市民の理解と関心を深めるため、啓発活動、情報の提供その他必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有化及び交流活動)

第9条 市長は、生産者、事業者及び消費者が地産地消に関する相互理解を

進めていくため、情報の共有化及び交流活動の促進に関する施策を実施するものとする。

（公共施設等における利用促進）

第10条 市長は、公共施設等において食の提供を行うときは、地元の農林水産物の利用促進を図るとともに、利用率を高めるための施策を実施するものとする。

第3章 地域農林水産業の振興

（地域農林水産業の振興）

第11条 市長は、安全な食の生産、良質な木材の生産及び水産資源の確保や農地及び森林の持つ多面的機能の維持向上のための施策を推進し、地域の農林水産業の振興を図るものとする。

（食料及び木材の自給率の向上）

第12条 市長は、地産地消を推進するとともに、食育及び木育を推進し、安全で安心な食と地域木材の生産及び消費の拡大を図り、可能な限り本市における食料及び木材の自給率の向上を図るものとする。

（担い手の育成及び確保）

第13条 市長は、担い手の育成及び確保は重要な課題であることを深く認識し、社会の変化に対応できる多様な農林水産業の担い手の育成及び確保を図るための施策を実施するものとする。

第4章 食育及び木育の推進

（食育及び木育の推進）

第14条 市長は、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校及び地域における食育及び木育の推進のために必要な施策を実施するものとする。

（食生活の向上並びに食及び木の文化の継承）

第15条 市長は、家庭、学校及び地域における健康的で豊かな食生活の維持向上及び地域の食文化の継承を推進するため、地元産食材を活用した郷土料理等の継承、創作の促進その他必要な施策を実施するものとする。

2 市長は、温かみのある無垢材にふれることができる生活環境の整備及び木の文化の継承を推進するため、地域木材を利用した住宅建築等の普及促進その他必要な施策を実施するものとする。

第5章 推進体制

(推進体制の整備)

第16条 市長は、地産地消を推進するための施策を円滑に実施し、市民と一体となってこの条例の基本理念を実現するための体制の整備に努めるものとする。

(地産地消推進計画)

第17条 市長は、地産地消を総合的かつ計画的に推進するため、地産地消推進計画を策定するものとする。

第6章 雑則

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。